令和８年７月１日発行（第１６０号）

せみね監督署だより

ひと、くらし、みらいのために

発行　瀬峰労働基準監督署（所在地：栗原市瀬峰下田50-８　電話：0228-38-3131）

～管内の労働災害は前年同期と同数に～

▶本号では、エイジフレンドリー補助金と宮城働き方改革推進支援センターについてお知らせします。

▶瀬峰署管内における休業４日以上の労働災害発生状況等についてお伝えします。

令和８年１～５月の瀬峰署管内の休業４日以上の死傷者数は、下記のとおり前年同期と同数となっており、死亡災害は令和７年に続いて０件となっています。

業種別では、運輸交通業と清掃・と畜業がともに前年同期比200%と大幅に増加しています。

▶エイジフレンドリー補助金は、60歳以上の労働者が常時１名以上就労している中小企業において、高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助するものです。受付期間の途中で予算額に達して申請受付を終了することがあるので、関心のある方は早めに手続きを行ってください。

▶宮城働き方改革推進支援センターは、中小企業・小規模事業者等の皆様の働き方改革の取組を支援することを目的として設置されており、労務管理等の専門家がコンサルティングや個別相談などの支援を無料で行っています。

瀬峰署管内の労働災害発生状況

令和８年６月９日現在

※休業4日以上（新型コロナウイルス感染症を除く）

年別／業種別	令和7年 1～5月		令和8年 1～5月		前年同月増減			
					死傷		死亡	
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	56		56					
製造業	10		12		2	20.0%		
鉱業								
建設業	15		12		-3	-20.0%		
運輸交通業	1		3		2	200.0%		
貨物取扱業								
農業	1				-1	-100.0%		
林業	2		2					
畜産・水産業	2		2					
商業	9		9					
金融・広告業	1				-1	-100.0%		
映画・演劇業								
通信業	2		1		-1	-50.0%		
教育・研究業								
保健衛生業	9		10		1	11.1%		
接客娯楽業			1		1			
清掃・と畜業	1		3		2	200.0%		
官公署								
その他の事業	3		1		-2	-66.7%		

裏面に続く

令和８年度エイジフレンドリー補助金について

中小企業事業者の皆さまへ　　令和８年度（２０２６年度）版

「令和８年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

■ **高年齢労働者の労働災害防止**のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
■ **高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査**の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
■ 申請の前に、本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。→

補助金申請受付期間 令和８年５月20日(水)～10月31日(土)
ただし、専門家総合対策コースの第１段階の申請期限は８月31日（月）
【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は５ページの【参考】を参照)。
・１年以上事業を実施していること
・役員を除き、自社の労災保険適用の**高年齢労働者（60歳以上）**が常時１名以上就労していること

Ⅰ 専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等）
以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第１段階
A.労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

【補助対象】
労働安全衛生に係る外部専門家による、高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費
補助率：４／５
上限額：100万円
（B、Cの間接補助金額を含む）
（消費税を除く）

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第２段階の申請から行うことも可能です（その場合は第１段階の申請は不要です）。

第１段階の申請期間は、令和８年８月31日までとなっております。ご注意ください。

第２段階
B.リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策（熱中症対策は除く）

【補助対象】
リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費　（対象の高年齢労働者（役員、派遣労働者を除く）が補助対象に係る業務に就いていること。）
補助率：１／２
上限額：100万円（A、Cの間接補助金額を含む。）
（消費税を除く）

第２段階
C.リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組

【補助対象】
リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費（役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する経費に限ります。）
補助率：１／２
上限額：100万円（A、Bの間接補助金額を含む）
（消費税を除く）

Ⅱ　熱中症対策コース　【補助率：１／２　上限額１００万円（消費税を除く）】
【補助対象】
暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装備の導入に要する経費

Ⅲ　コラボヘルスコース　【補助率：３／４　上限額　３０万円（消費税を除く）】
【補助対象】
コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組（保険者への健康診断結果のデータ提供を含む）に要する経費

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署　一般社団法人　日本労働安全衛生コンサルタント会

1

〇お問い合わせ先
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会「エイジフレンドリー補助金事務センター」
〇お問い合わせ先（申請担当）
電話０３（６３８１）７５０７
〇受付時間
平日１０：００～１２：００
１３：００～１５：００
※土日祝休み
８月１０日～８月１４日、１２月２９日～１月３日を除く

宮城働き方改革推進支援センターについて

中小企業・小規模事業者の皆さま必見！
こんなお悩みありませんか？

- ☑「働き方改革」で何から手を付けたら良いか分からない。
- ☑ 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。
- ☑ パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。(同一労働同一賃金)
- ☑ 残業を減らしたい。
- ☑ いろいろな助成金があるが、使い方が分からない。
- ☑ 就業規則を見直したい。
- ☑ 36協定の作り方を知りたい。
- ☑ 働き方の選択肢を増やしたい。
  - ・多様な正社員制度
  - ・選択的週休３日制
  - ・勤務間インターバル制度

※これらは相談の一例です

\ぜひ／
働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

コンサルティング	個別相談	セミナー開催 講師派遣
ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。	電話・メール・来所による個別相談を行っています。	全体説明や個別テーマなど、ご要望に応じたセミナーを行っています。

宮城働き方改革推進支援センター

〒983-0841　仙台市宮城野区原町1-3-43　アクス原町ビル202

受付時間　平日　9:00～17:00

TEL　0120-978-600　　FAX　022-357-0024

MAIL　miyagi@workstylereform.net

WEB　https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/miyagi/
宮城働き方改革推進支援センター　検索

お車で来所の際は、お近くの有料駐車場をご利用願います。

令和8年度 厚生労働省委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

宮城働き方改革推進支援センター 専門家による無料相談 FAX申込書

FAX番号　022-357-0024

メール・電話でもお申し込みいただけます。

申込日:　　年　　月　　日

会社名 事業所名			
業種		従業員数	名（うち非正規雇用労働者　名）
所在地	〒　-		
ご担当者氏名		担当部署/役職	
電話番号		メールアドレス	
相談希望日時 ※お申し込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。	第1希望　月　日　時から 第2希望　月　日　時から	☐ 専門家と後日日程調整を希望する	
相談内容（複数選択可）	☐ 働き方改革で何から手を付けたら良いか分からない ☐ 長時間労働の是正 ☐ 同一労働同一賃金 ☐ 生産性向上（業務効率化・IT活用） ☐ 多様な働き方の実現（多様な正社員・勤務間インターバル・週休3日制） ☐ 人手不足解消に向けた雇用管理改善 ☐ 外国人、高齢者の雇用 ☐ 給与体系、就業規則の見直し ☐ 人材育成・教育訓練 ☐ 育児・介護休業規定の整備 ☐ ハラスメント対策 ☐ 女性の活躍推進 ☐ テレワーク勤務の導入 ☐ 補助金・助成金制度の活用 ☐ その他（　　）		
専門家相談を知ったきっかけ	☐ 労働局からの紹介 ☐ ハローワークからの紹介 ☐ 厚生労働省HP（働き方改革特設サイト） ☐ 過去にセンターを利用したことがある ☐ よろず支援拠点からの紹介 ☐ 知人・取引先企業からの紹介 ☐ その他（　　）	☐ 労働基準監督署からの紹介 ☐ 商工会議所・商工会からの紹介 ☐ 労働局HP ☐ 金融機関からの紹介 ☐ 案内ポスター・チラシ	

お問い合わせ先　宮城働き方改革推進支援センター　〒 983-0841仙台市宮城野区原町1-3-43　アクス原町ビル202
TEL:0120-978-600　MAIL:miyagi@workstylereform.net
※ ご記入いただいた情報は当センターが厳重に管理し、本事業の目的以外では使用しません。